

なされた場合を含む」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額（）」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から五千万円

（長期譲渡所得の金額のうち第三十三条の四第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額が五千万円に満たない場合には、当該資産の譲渡に係る部分の金額）を控除した金額（）」とする。

第三十三条の四第一項第二号中「第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」を「第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額（）」に、

第三十三条の五第一項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「第三十三条第二項」の下に「の規定により読み替えられた同条第一項」を加え、同条第四項中「に規定する税務署長の承認を受けた」を「の規定により読み替えられた同条第一項に規定する」に改める。

第三十三条の六第一項中「施設建築物に関する権利又は」を「施設建築物に関する権利、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二十二条第二項の規定による防災施設建築物の一部若しくは同法第二百五十五条第四項若しくは第二百五十七条第三項の規定による同法第二百五十五条第二項（同法第二百五十七条第二項において準用する場合を含む。）の防災施設建築物に関する権利又は」に改

め、同項第二号中「譲渡資産」を、「譲渡資産」に、「又は」を「を超える場合又は」に、「規定により代替資産の」を「規定により読み替えられた第三十三条第一項に規定する」に、「につき税務署長の承認を受けた」を「を超える」に改め、「における当該承認を受けた取得価額の見積額を超える場合」を削り、同条第二項中「若しくは第四項」を、「第四項若しくは第六項」に改める。

第三十四条第一項中「又は第三十七条の九の二」を、「第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に改め、同項第一号を次のように改める。

- 一 第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から二千万円（長期譲渡所得の金額のうち第三十四条第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が二千万円に満たない場合には当該土地等の譲渡に係る部分の金額とし、同項第二号の規定により読み替えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には二千万円から同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該土地等の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い金額とする。）を控除した金額」とする。

第三十四条第一項第二号中「第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」を「第三十二条第一項

中「短期譲渡所得の金額」に、「控除した金額」を「控除した金額」に改め、同条第二項第一号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構又は」に改め、「又は地域振興整備公団」を削り、「又は都市再開発法」を、「都市再開発法」に、「として行う」を「又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業として行う」に、「第三十三条第一項第三号の三又は第三号の四」を「第三十三条第一項第三号の四又は第三号の五」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の都市計画法第五十六条第一項に規定する事業予定地内の土地等が、同項の規定に基づいて、当該防災街区整備事業を行う密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百三十六条第二項の認可を受けて設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合

第三十四条第二項第三号中「及び第五十六条」を削り、同条第三項中「又は第二号」を「から第二号の二まで」に改める。

第三十四条の二第一項中「又は第三十七条の九の二」を、「第三十七条の九の二又は第三十七条の九の

三」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額（）」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から千五百万円（長期譲渡所得の金額のうち第三十四条の二第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が千五百万円に満たない場合には当該土地等の譲渡に係る部分の金額とし、同項第二号の規定により読み替えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には千五百万円から同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該土地等の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い金額とする。）を控除した金額（）」とする。

第三十四条の二第一項第二号中「第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」を「第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額（）」に、「控除した金額」を「控除した金額（）」に改め、同条第二項第一号中「同じ。」の下に、「独立行政法人中小企業基盤整備機構」を加え、「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「新東京国際空港公団」を「成田国際空港株式会社」に、「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第二号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第三号中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改め、同項第六号中「新東

京国際空港公団」を「成田国際空港株式会社」に改め、同項第七号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第八号中「（平成九年法律第四十九号）」を削り、「都市計画法」の下に「第八条第一項第五号の二に掲げる特定防災街区整備地区又は同法」を加え、「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第九号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第十二号中「中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第二十一条第一項第二号に規定する中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十五条第一項第三号に規定する連携等若しくは中小企業集積の活性化」に改め、「若しくは環境事業団が行う工場又は事業場の集団化に必要な建物その他の政令で定める施設の設置に関する事業」を削り、同項第十九号を削り、同項第二十号を同項第十九号とし、同項第二十一号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「第十七号から第二十号まで又は第二十三号」を「第十七号から第十九号まで又は第二十二号」に改める。

第三十四条の三第一項中「又は第三十七条の九の二」を「第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額（）」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から八百万円

(長期譲渡所得の金額のうち第三十四条の三第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が八百万円に満たない場合には当該土地等の譲渡に係る部分の金額とし、同項第二号の規定により読み替えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には八百万円から同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該土地等の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い金額とする。)を控除した金額( )とする。

第三十四条の三第一項第二号中「第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」を「第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額( )に、「控除した金額」を「控除した金額( )に改め、同条第二項第一号及び第二号中「前条第二項第二十六号」を「前条第二項第二十五号」に改め、同項第三号中「第二十六号」を「第二十五号」に改め、同項第四号中「第五条第三項」を「(昭和四十六年法律第百十二号)第五条第三項」に改め、同項第八号中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」の下に「(昭和五十四年法律第五十一号)」を加える。

第三十五条第一項中「若しくは第三十七条の九の二」を「第三十七条の九の二若しくは第三十七条の九の三」に、「若しくは第四十一条の五」を「第四十一条の五若しくは第四十一条の五の二」に改め、

同項第一号を次のように改める。

一 第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額」（とあるのは、「長期譲渡所得の金額から三千万円）（長期譲渡所得の金額のうち第三十五条第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額が三千万円に満たない場合には当該資産の譲渡に係る部分の金額とし、同項第二号の規定により読み替えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には三千万円から同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該資産の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い金額とする。）を控除した金額」とする。

第三十五条第一項第二号中「第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」を「第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額」に、「控除した金額」を「控除した金額」に改める。

第二章第四節第七款の款名中「特例等」を「特例」に改める。

第三十六条の見出し中「特例等」を「特例」に改め、同条第一項中「前条第一項又は第三十一条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含むものとし、第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項又は前条第一項の規定により適用される場合を除

く。」を「又は前条第一項」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条の二第一項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に、「又は第三十七条の九の二」を「第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に、「又は第四十一条の五」を「第四十一条の五又は第四十一条の五の二」に改め、同条第二項中「場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた」を削り、「税務署長の承認を受けた取得価額」を「その取得価額」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「の規定は、同項」を「（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三十三条第七項」を「第三十三条第六項」に、「第四項」を「第三項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とする。

第三十六条の三第二項第一号中「に規定する税務署長の承認を受けた」を「の規定により読み替えられた同条第一項に規定する」に改める。

第三十六条の六第一項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に、「第三十

一条第三項」を「第三十一条第二項」に、「又は第四十一条の五」を「第四十一条の五又は第四十一条の五の二」に改め、同条第二項の表以外の部分中「第七項」を「第六項」に改め、同表の第三十六条の二

第二項の項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改め、同表中

六条の二第三項 第一項（前項において） 第三十六条の六第一項（同条第二項において準用

第三十	第三十	及び第	第三十	第三十
-----	-----	-----	-----	-----

六条の二第四項 五項	第一項	準用する場合 する第三十六条の二第二項の規定
六条の二第六項	第四項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第四項
六条の二第七項	同条第七項 第三項から前項まで	第三十三条第七項 第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第三項から第六項まで
六条の二第三項	第一項 準用する場合	第三十六条の六第一項（同条第二項において準用する第三十六条の二第二項の規定
六条の二第四項	第一項 、第一項	第三十六条の六第一項 、第三十六条の六第一項

を

第三十	第三十	第三十	第三 二項
-----	-----	-----	----------

六条の二第五項		第三項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第三項
六条の二第六項		前三項 同条第六項	第三十三条第六項 第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第三項から第五項まで
第一項			第三十六条の六第一項

に、

十六条の三第		前三項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項の規定により第三十六条の六第一項
前条第二項において準用する同条第一項		同条第二項	同条第二項において準用する第三十六条の二第二項
前条第二項に規定する			第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項に規定する

を

第三  
二項

十六条の三第	前条第二項において準用する同条第一項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項の規定により第三十六条の六第一項
の同条第二項	の同条第二項において準用する第三十六条の二第二項	に改め、
前条第二項の規定	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項の規定	
前条第二項に規定する	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項に規定する	

同条第三項中「第七項」を「第六項」に改める。

第三十七条第一項の表以外の部分中「(次の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで)」を削り、「で同表」を「で次の表」に改め、同表の第一号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改め、同表の第十四号中「都市基盤整備公団」を

「独立行政法人都市再生機構」に改め、同表の第十八号を次のように改める。

<p>十八 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三条第一項第一号に規定する防災再開発促進地区（以下この号において「防災再開発促進地区」という。）内にある土地等、建物又は構築物で、当該土地等又は当該建物若しくは構築物の敷地の用に供されている土地等の上に耐火建築物又は準耐火建築物（それぞれ建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）で政令で定めるものを建築するために譲渡をされるもの</p>	<p>当該防災再開発促進地区内にある土地等、建物又は構築物で、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、当該防災街区整備事業に関する都市計画に従つて取得をされるもの（政令で定めるものを除く。）</p>
--	--

第三十七条第三項中「(第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで)の間に同表」を「(第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで)の間に第一項の表」に改め、同条第四項中「(第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで)の間に同表」を「(第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで)の間に第一項の表」に改め、「場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた」を削り、「税務署長の承認を受けた取得価額」を「取得価額」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第三十三条第七項」を「第三十三条第六項」に、「第七項」を「第六項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第六項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改め、同項を同条第十項とする。

第三十七条の二第二項第一号中「に規定する税務署長の承認を受けた」を「の規定により読み替えられた同条第一項に規定する」に、「当該税務署長の承認を受けた買換資産」を「同条第四項」に改める。

第三十七条の四中「(第三十七条第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一

月一日から平成十五年十二月三十一日まで」を削り、「同表」を「第三十七条第一項の表」に、「第三十七条の九及び第三十七条の九の二」を「及び第三十七条の九から第三十七条の九の三まで」に改める。

第三十七条の五第二項の表以外の部分中「第九項」を「第八項」に改め、同表の第三十七条第四項の項中「(第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月

三十一日まで)の間と同表」を「の間」に第一項の表」に改め、同表中

第三十七条第六項	第一項の規
第三十七条第七項及び第八項	同項の資産
第三十七条第九項	第七項

定の適用を	第三十七条の五第一項（同条第二項において準用する第三十七条第四項の規定を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を
	第三十七条の五第一項に規定する譲渡資産
	第三十七条の五第一項
	、第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第七項
定は、同項	第三十三条第七項 第三十七条の五第一項（同条第二項において準用する第三十七条第四項の規定を含む。以下この条において同じ。）の規定は、第三十七条の五第一項

を

	同条第七項
第三十七条第六項	第一項の規
第三十七条第七項	第一項
第三十七条第八項	、第六項
同条第六項	
第三十七条の二第二項	前条第四 する同条

	第三十七條の五第一項
	、第三十七條の五第二項において準用する第三十七條第六項
	第三十三條第六項

に

項において準用	第三十七條の五第二項において準用する第三十七條第一項
項において準用	第三十七條の五第二項において準用する第三十七條第四項の規定により第三十七條の五第一項
項	同條第二項において準用する第三十七條第四項
項に規定する	第三十七條の五第二項において準用する第三十七條第四項に規定する
	事業の用又は居住の用

を

項において準用 第三十七條の五第二項において準用する第三十七條

	同條第四
	前條第四
	事業の用

第三十七條の二第二項	前條第四
	する同條
	に同條第
	前條第四
	前條第四
	事業の用

第一項	第四項の規定により第三十七条の五第一項
四項	に同条第二項において準用する第三十七条第四項
項の規定	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項の規定
項に規定する	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項に規定する
	事業の用又は居住の用

に改め、同条第四項中「第九項」

を「第八項」に改め、同条第五項第一号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改める。

第三十七条の六第一項中「、第三十七条の九及び第三十七条の九の二」を「及び第三十七条の九から第三十七条の九の三まで」に改める。

第三十七条の七第三項中「第一項に」を「第一項の個人が、同項に」に改め、同条第四項中「第三十七条第六項から第八項まで」を「第三十七条第六項及び第七項」に、「第一項の規定の適用を」を「第一項の規定は、同項」に、「の規定の適用を」と、「同項の資産の譲渡」とあるのは「第三十七条の七第一項

に規定する土地等（以下この条において「土地等」という。）の同項に規定する交換又は譲渡」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第三十七条の七第一項」を「の規定は、第三十七条の七第一項」に、「とあるのは「同項」を」とあるのは「同項に規定する土地等（以下この条において「土地等」という。）の同項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同条第五項中「第三十七条第七項」を「第三十七条第六項」に改める。

第三十七条の九の二第二項中「場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた」を削り、同条第三項中「又は第二号」を「から第二号の二まで」に改め、同条第四項の表以外の部分中「第三十七条第六項から第八項まで」を「第三十七条第六項及び第七項」に、「第三十七条

第三十七条第七項	
第一項	同項の譲渡価額、価額又は

の九」を「前条」に改め、同表の第三十七条第六項の項を削り、同表中

	第三十七条の九の二第一項
渡	同項に規定する交換又は譲渡
をした資産の譲 買換資産の取得	当該交換の日における当該交換により譲渡した所有 隣接土地等及び当該交換により取得した土地建物等

第三十七条第八項	第一項

第三十七条第六項	第一項の
同項の譲	
当該譲渡	